

## 株式の名義書換失念の場合における権利の処理に関する規則 (昭50.6.20)

### (目 的)

第 1 条 この規則は、会員が自己名義の株式を他の会員に譲渡したのち、当該株式に対する剰余金の配当、交付金若しくは清算金等の交付又は新株式若しくはその他の株式の割当て(以下「権利」という。)を受けた場合において、その取得した剰余金の配当、交付金若しくは清算金等(以下「配当金等」という。)又は割当てられた新株式若しくはその他の株式(以下「新株式等」という。)を当該株式の名義書換えを失念した譲受人である会員(以下「譲受会員」という。)に返還するための処理を円滑にすることを目的とする。

### (配当金、新株式等の返還)

第 2 条 会員は、自己名義の株式を譲渡したのち、当該株式に対する配当金等の交付又は新株式等の割当てを受けた場合において、当該株式の譲受会員から当該配当金等又は新株式等の返還の請求を受けたときは、当該譲受会員に対し、その請求の日又は当該配当金等若しくは新株式等の取得の日から7日以内(休業日を除く。)に、この規則の定めるところにより返還するものとする。

2 譲受会員は、前項の規定による返還請求を行う場合には、当該株式の譲渡人である会員(以下「譲渡会員」という。)に対し、返還請求書、当該権利の確定日に当該株式を所有していたことを証する書面及び返還を受けることに対して責任を負う旨を明示した書面を提出するものとする。

3 譲渡会員は、第1項により配当金等を返還する場合には、譲受会員から別表による金銭の支払いを受けるものとする。

4 譲渡会員は、第1項により新株式等を返還する場合には、譲受会員から当該新株式等に対する払込金額その他必要経費及び別表による金銭の支払いを受けて当該新株式等を返還するものとする。ただし、返還の請求を受けた新株式等が単元未満株式、取引単位未満等の場合には、当該新株式等の時価を基準として金銭でこれを返還することができる。

5 前項ただし書の新株式等の時価は、返還日前日の取引所金融商品市場における最終値段又は店頭売りの値段若しくは気配とする。ただし、その値段又は気配がない場合は、譲渡会員と譲受会員との協議によりこれを決定する。

6 譲渡会員は、第1項により譲受会員から新株式等の返還の請求を受けたとき、当該新株式等を処分していた場合には、その処分値段を基準として第4項に準じて金銭でこれを返還することができる。

### (返還請求の期限)

第 3 条 譲受会員が前条により返還の請求のできる期限は、当該権利を確定するための名義書換取扱最終日の翌日から起算して6か月とする。

### (有償払込新株式等の返還の特例)

第 4 条 有償払込の新株式等について、当該新株式等に対する払込みを行った譲渡会員は、払込後返還の請求が行われるまでの間に、当該新株式等の取引所金融商品市場における最低値段又は店頭売りの値段若しくは気配が払込金額を下ることのあったものについては、当該新株式等の返還の請求が行われた場合においても、第2条の規定にかかわらず、その返還に応じないことができる。ただし、当該新株式等の申込最終日までに払込金額に第2条第2項に定める書類を添付して返還の請求が行われた場合には、この限りでない。

付 則

この規則は、昭和50年7月1日から施行する。

付 則（昭57. 9.14）

この改正は、昭和57年10月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条第4項を改正。

付 則（昭58. 6.24）

この改正は、昭和58年8月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条第1項を改正。

付 則（平3. 3.25）

1 この改正は、平成3年4月1日から施行する。

2 この改正規定施行の日前に発行の決議があった無償新株式等又はこの改正規定施行の日前に到来した最終の決算以前の決算期に係る株式配当については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第4条を改正。

第2条に規定する別表を改正。

付 則（平6. 2.16）

この改正は、平成6年3月1日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

規定中、「協会員」とあるのを「会員」に改正。

（該当条項）第1条から第4条まで。

本規則は、送り仮名の付け方（昭和48年6月18日内閣告示第2号）及び常用漢字表（昭和56年10月1日内閣告示第1号）により統一変更した。

付 則（平13. 9.19）

この改正は、平成13年10月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条第4項及び第4条を改正。

付 則（平18. 4.18）

この改正は、平成18年5月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第1条を改正。

第2条に規定する別表を改正。

付 則（平19. 9.18）

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

統一慣習規則の号数番を廃止する。

第2条第5項、第4条、別表(注)4を改正。

(別表)

区 分		譲渡会員が受ける金額
剰余金の配当	配 当 金	当該配当金額から源泉徴収所得税額(注1)を控除した金額の50パーセント以下に相当する金額
新株式等の割 当	有償増資新株式等	当該株式の時価から払込金額を控除した金額の40パーセント以下に相当する金額
	株式分割新株式等	当該株式の時価の20パーセント以下に相当する金額
	払込失権等のために分配される金額	当該金額の20パーセント以下に相当する金額
交付金、清算金等の交付	解散、合併等のために支払われる交付金又は清算金等	当該金額(注2)の20パーセント以下に相当する金額

- (注) 1 税法上配当収入とみなされる金額に対する所得税として当該配当金額から源泉徴収された金額がある場合には、当該源泉徴収所得税額を含む。
- 2 当該金額に対する所得税として源泉徴収された金額がある場合には、当該源泉徴収所得税額を控除した金額。
- 3 別表中、新株式等の割当ての場合における譲渡会員の受ける金額の表示は、1株当りの金額を示す。
- 4 別表における株式の時価の基準は、返還日前日の取引所金融商品市場における最終値段又は店頭売りの値段若しくは気配による。ただし、その値段又は気配がない場合は、譲渡会員と譲受会員の協議により、これを決定する。